

○ 財務省告示新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
●外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成十八年十一月財務省告示第四百四十三号） 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を次のように指定し、平成十八年十一月十五日から適用する。 一 居住者又は非居住者による北朝鮮を仕向地とする貴金属（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十号に規定する貴金属をいう。以下同じ。）の輸出又は北朝鮮を原産地若しくは船積地域とする貴金属の輸入。ただし、別表上欄に掲げる者が本邦から出国又は入国する際、同表下欄に掲げるものとして貴金属を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出又は輸入しようとする場合を除く。 二 居住者又は非居住者による貴金属の輸出又は輸入であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年七月外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行うもの	●外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を指定する件（平成十八年十一月財務省告示第四百四十三号） 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出を次のように指定し、平成十八年十一月十五日から適用する。 居住者又は非居住者による北朝鮮を仕向地とする貴金属（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十号に規定する貴金属をいう。以下同じ。）の輸出。ただし、別表上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げるものとして貴金属を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとする場合を除く。 (新設)

別表

一時的に出国する者又は一時的に 入国して出国する者	携帯品又は職業用具
一時的に入国する者又は一時的に 出国して入国する者	
永住の目的をもって出国する者（ 一時的に入国して出国する者を除 く。）	携帯品、職業用具又は引越荷 物
永住の目的をもって入国する者（ 一時的に出国して入国する者を除 く。）	

備考

- 一 「携帯品」とは、手荷物、化粧品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる物をいう。
- 二 「職業用具」とは、本人の職業の用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる物をいう。
- 三 「引越荷物」とは、本人及びその家族が住居を設定し維持するため供することを目的とし、かつ、必要と認められる物をいう。

別表

一時的に出国する者又は一時的に 入国して出国する者	携帯品又は職業用具
永住の目的をもって出国する者（ 一時的に入国して出国する者を除 く。）	携帯品、職業用具又は引越荷 物

備考

- 一 「携帯品」とは、手荷物、化粧品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる物をいう。
- 二 「職業用具」とは、本人の職業の用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる物をいう。
- 三 「引越荷物」とは、本人及びその家族が住居を設定し維持するため供することを目的とし、かつ、必要と認められる物をいう。